

# 地域住民を見守る かかりつけ薬局

新型コロナウイルス感染症の広がり、クローズアップされることが多くなった「薬と健康」の問題。  
市民がそれを最も身近に相談できる窓口でもある薬局は、今後どのような役割を期待されるのでしょうか。  
17～23日の「薬と健康の週間」(主催・厚生労働省、日本薬剤師会など)に合わせ、日本薬剤師会副会長の田尻泰典さん(65)に伺いました。



日本薬剤師会  
田尻泰典 副会長

——日本でコロナ禍が始まって2年半が過ぎました。薬局の利用に変化はありましたか？

いろいろ変遷しましたね。初期の頃は皆が外出を控え、慢性疾患がある方も薬局に立ち寄りづらくなっていました。それが徐々に戻ってきて、昨年のデルタ株流行後は行動制限緩和に向けた「ワクチン・検査パッケージ」の二環で、薬局にも無料検査所が設けられるようになりました。都市部の狭い店舗は、スペースの確保に苦労したと思います。第6波以降は自宅療養者が増え、治療薬の説明を電話で行い、患者宅に配送するという業務の重みが増しました。

ポートをする「かかりつけ薬局」の役割に加え、専門性も求められるようになっていきますね。2016年10月からは「健康サポート薬局」、2021年8月から「地域連携薬局」と「専門医療機関連携薬局」の認定制度も始まりました。

地域連携薬局は、かかりつけ薬局、在宅医療の機能に関して一定の基準を満たす薬局です。具体的には、通院時の薬物治療はもちろん、入退院の際の円滑な薬物治療の引継ぎや、在宅医療においても、医療機関等と連携して、患者さんの薬物治療を一手にサポートできる体制や実績があります。

また、高額な新薬が次々と登場し、薬局が地域で果たすべき責任は重くなっています。医療機関と同様、専門的な機能も高めていく必要があります。こうした高度な薬物治療を担う薬局が専門医療機関連携薬局として認定されてきています。今は対象疾患が

感も強く、専門知識を持った薬剤師がいれば心強いはず。

健康サポート薬局は、かかりつけ薬局の機能に加えて、市販薬や健康食品に関することももちろん、食生活などの健康相談、地域の介護や健康づくりに関する仕組みなども気軽に相談できる体制や人員について、厚生労働省が定める一定の基準を満たした薬局です。

一方、令和元年の医薬品医療機器法改正で薬局の定義が「地域で必要な全ての医薬品の供給拠点」と明確化されたように、どの薬局も住民の健康をサポートし、医療機関につながる役割を持っていないといけません。ただ、個々のマンパワーの問題もあるので、医師が専門領域のドクターを紹介し合うように、薬局も得意分野を持って連携を高めていくことで、より薬局を上手に利用していただけるでしょう。

——医療はデジタル化が急激に進んでいます。オンラインによる診断、薬の処方、服薬指導は、コロナで加速した面もありませんか？

第一に、マスコミ報道のあり方でしょう(笑)。「情報に素直に飛びつく」という国民性があるかもしれない。「あれがなければいい」という情報に飛びつく傾向があります。専門家を早くに伝えるのも、専門家たる薬剤師の責任です。新型コロナウイルスは流行が見通せず、症状の出方もまちまちです。不安を解消するのに、遠慮なく街角の薬剤師を頼ってください。学校教育も大切で、養護教諭とコミュニケーションを取りながら、正しい知識を普及する手伝いをしたいと考えています。

——コロナ禍では、先の不安もあって、マスクや検査キット、特定の解熱剤などを市民が買い求めて品薄になることがあります。パニックに陥らないよう、どうコントロールしていけばいいと思いますか？

——「コロナ禍では、先の不安もあって、マスクや検査キット、特定の解熱剤などを市民が買い求めて品薄になることがあります。パニックに陥らないよう、どうコントロールしていけばいいと思いますか？」

きょうから  
薬と健康の  
週間



患者さんの顔色やにおい、ちょっとした受け答えなど、対面でないといけない情報があるのも確かですが、人口減少で薬局のない地域が増えている現状も踏まえ、どこにいても必要な医薬品、薬物療法が提供できるよう、ICT(情報通信技術)活用に取り組んでいきたいと考えています。

これからは情報がつなぎ合わさることで、ヘルスケアのビッグデータが誕生します。私たちはプロとしてそれを上手に使い、利用者に役立てなければなりません。現場の業務は大きく変わるでしょう。薬剤師は「亀の甲羅(化学式)」だけ分かっていたらいい時代ではないのです。

——コロナ禍では、先の不安もあって、マスクや検査キット、特定の解熱剤などを市民が買い求めて品薄になることがあります。パニックに陥らないよう、どうコントロールしていけばいいと思いますか？

## 患者の利便性を高める リフィル処方箋

2022年4月から新しい仕組みとして、「リフィル処方箋」が導入された。

従来、症状が安定している患者であっても、薬を受け取るためには、医療機関を受診して、処方箋を受け取る必要があったが、一定期間内に処方箋を繰り返し利用して薬を受け取っても大丈夫と医師が判断した患者に対しては、3回まで使用可能なリフィル処方箋が発行され、リフィルを行った場合、直前の受診なく、薬局で薬を受け取ることができるように改められたのが、この仕組みだ。医師が患者の症状等に鑑み、処方箋の様式に「リフィル可」と記入すれば利用できる。ただし、投薬量に制限がある向精神薬の一部や湿布は対象にならない。

リフィル処方箋は患者の利便性を高めるだけでなく、受診回数が減ることによる医療費抑制への期待もある。財務省は、普及により医療費全体の0.1%縮小を見込んでいる。

日本薬剤師会の田尻副会長は「医師の判断次第だが、リフィルという仕組みは自然と広がっていくだろう」とみる。その分、薬剤師は「薬を漫然と渡すのではなく、責任をもって患者を観察し、主治医にフィードバックしていく必要がある」と指摘する。

——そうした幅広いサ